慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	殖民地の財政方針
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.127(17)- 144(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19100215-0017
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

殖民地の財政方針

堀切善兵衛

米國經濟協會は前年セリグマン敎授、ゼエンクス敎授、チヤールス、ハムリン氏アルバート、ショウ博士の四氏を擧げて殖民委員と定め以て特殊の研究を委ねたるが右四氏は種々研究調査の後委員會の名を以て殖民地財政制度の綱領は斯の如くなる可しとて左の十二箇條を指摘したり蓋し有益の文字として殖民問題を研究する人々の推重する所なり。

（附記す Reinsch: Colonial Administration 中には委員の名を擧げず又八ケ條の綱領なるが如く記しあるも然らず）

(一) 各殖民地の財政は絶對に殖民地自身の發達を目的として按配せらる可きものにして母國の利益を目的と爲す可らず。

(二)世界の各方面に於ける多數の殖民地に對し財政監理上の細目に渉りたる一定の制度を設け得可きものに非ず各殖民地は其國情に鑑みて能く自家に適應したる制度を作る可きなり。

(三)出來得可くむば各殖民地は自給自支以て其費用に應ずるを可なりとするも母國は其殖民地が將來之を償却し得可しと信ずる理由ある場合には財政上の補助を與ふるも可なりとす。

(四)殖民地人民が鐵道、運河、郵便電信等近世文明の重要なる設備又は公共事業を經營する能力を缺くが如き所に在りては此等の事業は本國政府若くは殖民地政府に於て之を所有し之を經營し私設會社に委ねずして政府官吏に依りに經營せしむるを可とす。

(五)歳入稅源の選擇を爲すに當りては各場合に應じ其殖民地の經濟的及び社會的狀態に鑑みて之を定む可きものとす。

(六)外國との通商貿易が其殖民地の經濟的發達の爲めに重大なる關係を有する場合には殖民地の輸入稅は全然之を撤廢するか若くは之を賦課するに於ても極

めて輕からしむることを要す。

(七)經濟上の富源が未だ開發せられざる殖民地に在りては一般歳入は主として內國稅の收入に依り同時に輸入品に對しては之と同一程度の輸入稅を課す可く消費稅に在りては最初はアルコール飲料、阿片及び米の如き一般に消費せらるる僅少の物品に對し主として課稅するを可とす若し又殖民地にして砂糖煙草、麻等の如き產物に富み殊に天與の條件が其生產に利益ありと認む可き場合には營業免許稅又は之と同種の課稅を爲すは可なりとす而して此等の貨物に對し輕き輸出稅を課するは特殊の場合に有利なりと主張する者なきに非ずと雖も然もこは疑問たるを免れず。

(八)都市入門稅(オクトロア)又は之と同種の消費稅を一地方の稅源と定むるは忌む可きことにして最大多數の場合に於て地方費は主として不動產稅營業稅及び之と同種の稅より徵收するを可とす。

(九)租稅徵收の爲めには成る可く各殖民地は其土人を採用して政府の官吏たらしめ以て之に當らしむるを宜しとす、然れども政府當局者の言明したる所は常に

確的に之を嚴守せしむることを要し威嚴を保持すること肝要なり。

(一)近世的産業狀態に達せざる過渡時代の殖民地に在りては勉めて土人の慣習を尊重すること必要にして若し從來土人の首長が土民より收入を受け居りたるが如き場合には實行し得る限り之を保存繼續するを可なりとす。

(二)合衆國所屬地の財政制度を適當に運用せしめんが爲め殖民地官吏の能力及び誠實に關し全く疑を容るゝ餘地なき樣文官服務規則を設くること絶對に必要なり。

(三)充分に土人勞力の供給を得ることと困難なる殖民地に於ては外國勞働者入國許可問題は常に愼重なる注意を以て考究せざる可らず而して合衆國より支那勞働者を排斥驅逐するは社會上經濟上正當なる理由ありと認むるを得れども同一論據を以て「フイリッピン」より支那人を排斥し得可きものと考ふ可らず。

二

以上十二箇條は其云ふ所誠に單簡なれども流石は合衆國一流の經濟學者若くは殖民地問題に關し研究を積みたる人々の結論だけありて善く其意を盡したりと云ふを得可し今更に殖民問題を經濟的方面より觀察して今日世界のオーソリテイーと認められ居る佛のラ、ロア、ボリユー敎授の所論を尋ぬるに敎授は其名著 De la Colonization chez les peuples modernes 中に於て本問題を論じて曰く

「殖民地行政中最も困難なる問題は租稅の賦課及び其徵收の方法に關してなる可し、先づ殖民地の歲入を得る方法中最良のものは如何と云ふに當該殖民地に對して重き負擔たらず且つ其經濟上及び社會上の進步發達を害することなく加ふるに其徵收最も容易に且つ費用の少なきものたるを要するは云ふ迄もなし。此目的より云へば左記二種の租稅は最も殖民地に取りて適當なりと認むることを得可し、卽ち一は輸入商品に課する關稅(佛國海外殖民地にては通常之を Octroi de mer と稱す)にして其二は政府所有土地の賣却よりする收入之なり、英國殖民地歲入の主なる財源は此兩者にして若し其賦課徵收の方法宜しきを得同時に其稅率と代價とが適度を得たるものなる時は收入額も少なからず且つ何等の惡結果を生せざることは常に認められつゝ所なり。

殖民地に於ける輸入稅は單に收入の目的に止まるを可とし保護の性質を帶ば

しむるは宜しからず其故如何と云ふに輸入貨物原産地の何處たるを問はず凡ての種類の商品に對し從價五分乃至一割を超へざる適度の課稅を爲さんか之れが爲め殖民地の經濟上に不良の結果を來すが如きこと有らざる可く殖民人も斯る低度の輸入稅に對しては何等の不平を唱へざる可く其徵收も至つて容易なりと雖も反之高き保護稅を徵せんか一部殖民地人民は之を喜ぶ者なきに非ざる可しと雖も同時に之に對する非難攻擊の起るは免れざる所なり、殊に政治上及び經濟上の發達著しからざる殖民地に在りては外國との通商貿易は少數なる港灣に限られ入港貨物に對する輸入稅は是等の港に住居する少數の商人の負擔する所なるを以て都市入門稅（オクトロア）の場合の如く多數人民の不便と非難とを招ぐの恐之れなきなり、同時に殖民地は製造工業の原料品を輸入するが如きこと殆んどなく多くは原料品を輸出して日用消費物を輸入するの常なれば殖民地に於ける輸入稅は原料品課稅の非難を蒙ることなく主として一般消費物に課稅せらるゝ結果を見るなり、今一二の實例に就て之を證せんに英國殖民地中ニユーサウス、ウエールスは一八三六年其發達の尙ほ幼稚なりし時歲入は十九萬磅に過ぎざりしが中十二萬

六千磅は輸入酒精より之を徵收し一萬七千磅は煙草稅の收入なりき又ニユーブランスウヰックの歲入五萬八千磅中四萬九千磅は酒精飮料、砂糖及び珈琲の輸入稅及び各種商品に課したる從價稅なりしなり。

經濟學者中には消費稅を以て不可なりとし寧ろ直接稅を歡迎するもの少なからず此問題に關しては種々議論の存する所にして一概に之を論定するを得ざるは勿論なりと雖も少くとも殖民地に於ては直接稅は最初徵收困難にして且つ多くの費用を要するの不利益を伴ふものなり隨て之れが爲め却て殖民地の發達を沮害すること少なしとせず反之間接消費稅は港口に於て容易に徵收せられ且つ經費少なく同時に其課稅にして適當の度に止まるに於ては殖民地人民は之に對し好意を表せずと云ふことなし、凡そ理論上何種の租稅が其適用望ましきものなりやは之を主張すること容易なりと雖も然も實際上に於ては社會上經濟上及び地理上の狀態を斟酌し民衆の習慣性質等をも鑑みて稅目を選擇するの必要あり本國に於ける良稅は必ずしも殖民地に於て良稅なりと稱するを得ず要は實際上の便宜と適用の可能か不可能かを考へて之を選擇せざる可らず之れ余が殖民地

に於て間接消費稅を以て直接稅に優れりと爲す所以なり。

殖民地收入取得の他の一方法卽ち未開墾土地の賣却收入に關し著名なるは英國に於けるウエークフヒールド、システムにして此制度は殖民地未開墾土地の賣却代金をば凡て移民の奬勵に使用したるものなりき、土地賣却代金を此種の目的に專用するの可否は暫く之を措き土地賣却代金を以て公共緊急事業の用途に使用するの精神は大に宜しきを得たるものと稱するを得可し而して賣却代金を如何に定む可き乎は學理上の問題に非ずして地味の如何殖民地の經濟財政狀態の如何に依りて適宜に之を定む可きものなれば一概に之を論ずるを得ず又實際上頗る異りたる代價を以て賣買せられつゝあり例へば合衆國に於ては一エーカーの標準相場一弗二十五仙なるに濠洲にては一エーカー一磅或は一磅十五志の高價を徵するが如し畢竟するに土地を無料にて給與せずして之を殖民人に賣下ぐることは利益ある可く之より得る所の收入も著しきものあるは濠洲に於ける土地賣却收入が年に依り巨額に上ることあるの例に依て之を知る可し」

三

以上合衆國經濟協會殖民地委員會の報告及び佛國の大家ボリユー敎授の意見は殖民地財政方針の根本的觀念を指示したるものにして兩者の間多少其見解を異にする點無きに非ずと雖も兩者の許容しつゝあるが如く其取捨選擇は主として當該殖民地の實況に照して之を斷ず可きや論なきなり然らば今日世界吾國は事實上如何なる租稅制度を其殖民地に採用しつゝありやと云ふに殆んど千差萬別にして一定せず今日世界の殖民國が其殖民地の發達進歩を計らんが爲め實施しつゝある一般統治組織及び各種の企畫は實際上に於て各國何れも同一の形式を遂ふに拘らず其歲入取得の方法に至りては著しく相異なれるを見る可し而して單に各殖民地に於る稅目に相異あるのみならず財政上母國は殖民地に對し如何なる程度迄干涉す可き乎の點に關しても各國其採る所同じからず今槪括的に之を論ずれば英國は其殖民地に對し財政上の獨立を要望し殖民地が要する經費は如何にして之を徵集す可き乎は全く殖民地の自由に委ねて顧みず其重なる殖民地に對しては本國より財政上の援助を給するが如きことなく同時に一錢一厘と雖も殖民地の歲入を本國に持ち來すが如きこと有らざるなり然るに佛國は其

26

殖民地に對して一定の稅制を制定し置き經費不足を告ぐること有らん乎本國政府は之れが塡補を爲すを常とし、和蘭に至りては曾に殖民地財政上の獨立を要望するのみならず殖民地の收入を以て本國政府歲入の財源たらしめん事を期待したり而して歲に依り和蘭政府は巨額の收入を收めたること有りと雖も時としては殖民地に於て剩餘金を得る能はざるのみならず反て本國政府の補助を要したることも珍しからず。現今世界の各殖民地に於ける歲入の總額は幾千ありやと云ふに統計の徵し得可き範圍に於て一年凡そ十五億圓の巨額に達する計算なるが各殖民地が此巨額の歲入を得んが爲めに採用しつゝある各種の租稅制度は實に千差萬別にして一定せず殊に各殖民地の四圍の事情若くは本國が殖民地を自家の主權の下に服從せしめし以前に於て土民の間に行はれたる習慣等に依り影響を蒙るの事實少しとせず、例令ば今日印度の歲入中地稅は如何なる財源よりも遙かに重要なる地位を占めつゝあるに非ず只印度に於て古來數千年の慣習として土地の占有者は之れが使用代償として或は其土地の生產物を以て或は通貨を以て毎年一定の地代を主權者に納め來りし習慣あり何人も

之を訝まざりしかば英國人は採つて以て用ふ可しとなし遂に今日の有樣を見るに至りしものなりジヤバに於ても之と同じく和蘭人の同島占據以前より久しく土人は土地生產物の一部を其酋長に致すの慣習ありたれば蘭人は之を踏襲したるものにして凡そ未開の土民が先住者として居住しつゝある邦土に文明人が移殖して其主權者となりたる際に於て本國慣用の込み入りたる稅法など此處に應用せんと欲するも徒らに不便不利なること多く唯土民の舊慣に從ひ從來の徵稅を其儘繼承するの最も便宜なるに如かざるは云ふ迄も無し今試みに印度歲入の重要なる財源を擧ぐれば

地租	二億七千萬ルーピー
鹽稅	八千七百萬
阿片稅	六千八百萬
各種消費稅	五千七百萬
印紙稅	四千九百萬
關稅	四千七百萬

27

瓜哇の重なる財源を擧ぐれば

地稅	二千萬ブロードリン
阿片專賣收入	千九百萬
輸出入稅	千　萬
鹽稅	九百萬
消費稅	九百萬
營業稅	四百萬
人頭稅	三百萬

珈琲及び錫の販賣より得る收入若干

（印度及び和蘭は鐵道收入をも多く歲入中に加算すれども其大部分は經營費と相殺せられ多くの利益を見ず）

右表に依りて之を見れば土地收入を除き阿片及び鹽專賣よりする印度及びジヤバの歲入は少なからぬ巨額に達するを見る可く確に殖民地財政上異彩を放つ所なる可し更らに人頭稅に至つては殖民地獨特の稅種として今日尙ほ各地に存在するものなれば之亦吾人の一顧に値せずと云ふ可らず。

四

阿片及び鹽の專賣に依る印度及び爪哇の歲入は以上の如く少なからざる部分を占むるものなるが之を得るの方法は如何と云ふに印度政府は阿片の原料たる罌粟を耕作する凡ての人民より强制的に其生產品を買取り之を其工場に於て阿片に製し一切之を支那及び爪哇に賣却し以て年額七千ルーピーの收入を擧ぐるなり而して爪哇にては土人に阿片の製造を嚴禁し政府自ら全供給を英領印度に仰ぎ之れが小賣の特權を最高入札者に交附し以て其歲入を得るものとす、食鹽は印度に於て其產出を見る地方に在りては專賣制度の實施に依りて政府の工場自ら之を製出し之に反して食鹽の供給を外國輸入に仰ぐ地方に於ては政府專賣に依りて賦課せらるゝと同一なる輸入稅を徵收し斯くして政府は一年八千七百萬ルーピーの歲入を得、實に土地收入に次ぐ大なる稅源と見做されつゝあるなり、爪哇にても政府が食鹽の製造を獨占し一定の代價を以て之を人民に賣下ぐることゝし印度に於けると大差なし而して和蘭政府は此專賣法を辯明して曰く「未開殖民地に於ける此種の課稅法は最も容易にして且つ一般に普及せしむるを得可し殊に人頭稅を賦課せざる場合には鹽專賣は徵稅法として最も適當のものなり」と見る

可し鹽專賣の如きは人頭稅の代用として最も適當なりとして認められつゝある
を、殖民地に對しては和蘭政府の云ふ所理由無きに非らざる可しと雖も現に我國
の稅制中に尙ほ鹽專賣の如きものを含めて政府當局者之を訾まざるに至りては
實に言語同斷と云ふ可きなり。

今日世界の殖民地に於て殊に其發達の程度低き殖民地に於て最も廣く實行せ
らるゝ所のものは人頭稅なりとす、今其現に適用せられつゝある殖民地の重なる
ものを擧ぐれば英領ビユルマ內のサセメダ州佛領印度マダカスカル、トランスバ
ール、オレンジリヴアー殖民地、アルゼリア、チユニス、爪哇フイリツピン等にしてサ
セメダ州に於ては古來の慣習上此種の租稅存したるを英國政府に於て繼承した
るものにして地方政廳は戶數に應じて各部落に之を分賦し各部落は之を更らに
各戶に分課するものとす、印度支那にて六十歲以下の土民及び亞細亞人に之を課
しトランスヴアールにては成年土人男女に各人二磅を課しオレンジ殖民地に於
ては一磅を課しチユニスに於ては凡ての男子モハメダン宗徒は十五歲に達すれ
ば人頭稅負擔の義務あり都市の居住民及び官吏たる者を除くの外各人二十法を

課し以て佛國政府は四百三十七萬法餘の收入を收めアルゼリに於ては土人は七
階級に分たれ第一階級に在るものは本稅を免せられ他は五法より百法に至る迄
の人頭稅を課せらるゝの定めなり爪哇に於ける强制勞務制度及び其人頭稅に關
する歷史及び今日の實際に關しては他日機を見て詳述することある可きなり。

五

佛國殖民地の稅制は前に一言したるが如く英吉利和蘭諸國の採る所と頗る趣
を異にするものあり卽ち佛國は殖民地の輸出入稅制定に關しては全然本國政府
の權內に之を留保し置き關稅以外の租稅に關しては本國に於て實施しつゝある
稅種と徵收の方法とに多少の變更を加へ以て之を殖民地に通用せしむ而して地
方の收入に關しては細目に關する點は之を地方行政廳に一任して顧みずと雖も
多くは尙殖民地中央政府の管督の下に立たしむるを常とす然らば佛本國に於け
る主なる稅種は如何と云ふに直接稅に於て地租、動產稅、小作登記料、窓戶稅及び營
業稅等なりと雖も殖民地に於ては窓戶稅及び動產稅に代ふるに單一なる人頭稅
を以てするを常とし不動產稅に對しては本國に於けるよりも殖民地にては一層

土地に向つて強く之を課稅するの常なり營業稅は營業免許の形式を取り印紙稅は煙草稅及び酒精稅と共に重要なる殖民地財源を形成するは本國に於けると異なることとなし、前述せるが如く關稅率の制定權は本國政府の留保する所にして輸出入共に之を賦課すること無きに非ずと雖も輸出稅は少數の物品に對してのみ之を賦課するの例なり而して輸入稅は佛國殖民地の大部分に其本國法を適用せしめ經濟的に合邦の實を擧げんが爲め、本國と殖民地との間には亞非利加に於ける一部を除き凡て其關稅を撤廢したり、又佛國政府は此關稅制定權を利用して殖民地の生産を保護する目的上殖地輸入品に禁止的高稅を課することあり、同時に本國政府は殖民地をして母國の産出品と競爭する能はざらしめんが爲め殊に或種の內地稅を重くして以て殖民地に於ける其産出を不可能ならしむるが如き場合も無きに非ず卽ち財政上に於ける佛國の殖民地監督權は極めて廣大にして或點に於ては殆んどマーカンチリズム時代の英國の對殖民地策に類似するもの無きに非ず斯の如く佛國殖民地の關稅は本國の夫れを適用しつゝあるもの多きを以て概して高率にして其收入も從つて少なからず多くの殖民地に於て酒稅に次ぎて收入の多額なるは常に此輸入稅なりとす、卽ち佛領印度にては輸入稅は同歲入の一割五分佛領ギュアナにては二割セネカルにては四割を占めつゝあるの割合なりと云ふ。

佛國及び獨逸の殖民地財政に於て重要な部分を占むるは本國よりの歲入補助金なり斯の如きは殖民地の發達極めて幼稚なるか但しは本國の政策宜しからず徒らに殖民地の經費を過大ならしめつゝあるかに依るものにして決して喜ぶ可き現象に非ず尤も母國が殖民政策上或種の殖民地へは絕へず補助を與ふるの必要あることあり例へば海軍根據地の如く若くは貿易上の根據地を經營する場合の如き卽ち之なり此種の殖民地にあらずして何時迄も本國政府より財政上の補助を仰ぐが如きは決して成功の過程に有るものと云ふを得ず佛獨兩國の殖民地は多くは此類なり。

之を要するに殖民地の財政方針は勉めて財政上の獨立を計り自足自給以て母國の負擔を輕減するの計に出でざる可らず而して其收入取得の形式方法等に付きては土地の狀態經濟的發達の程度土民の舊慣等を基礎として之を定め成る可

く便宜にして簡單なる稅種を選び經濟上及び社會上の進步發達を阻害せざる樣注意せざる可らず而して時に或は一般財政上の原則に照せば缺點少なからざる租稅と雖も殖民地に於ては好個の財源として許容せられつゝあること前述せる所の如し但し英國の自治殖民地の如く非常なる發達を遂げたるものに於ては本國の實例と一般原則とを此處に適用して差支なきは言を待たざる所なるべし。

耕地整理の方針に對する一疑議（其一）

氣賀勘重

余は新春匆々地方に旅行せるの際、遇然一老農に會して當該地方に於ける耕地整理設計案の大要を聞くを得たり。而して其示せる設計圖を一瞥するに、流石に專門技師の計畫せる所とて疏水灌漑其他萬端の施設實に見事なるものなりしも、唯一點の頗る吾人をして、怪訝に堪えざらしむるものあるを發見せり。他なし、從來該地方に於ける畑と稻田との割合は六に對する四の比例なりしに耕地整理實施後に於ける兩者の比例は顚倒して大約稻田七分畑三分の割合と爲る可き計畫なること卽ち是なり。

近來我國に於ける耕地整理の事業は政府當局者の奬勵と誘導とに依りて漸次發達し來るの狀あり。殊に最近三四年來の進步は頗る注目す可きものあるが如しと雖も、其事業の進步に從ひ各地方に於て之に對する非難の聲を聞くことも亦